

平成25年度 第3回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成25年9月4日(水) 午後7時00分～9時00分

○場 所 市役所2階 市長公室

○出席者

・委員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、
五十嵐 洋太委員、遠藤 義輝委員、高橋 良江委員、
野崎 義文委員、三木 ともね委員、吉田 紀子委員、

・事務局 協働推進課：新井課長、鈴木副課長、水口主査

○欠席者 有賀 輝彦委員、吉原 智博委員

○傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 題 (1) 協議事項 自治基本条例の見直しについて(まとめ) 資料について事務局から説明。 条例検証における委員意見を基に、全29条までの見直しの対応について条例改正または解説修正か、併せて提言内容を検討いただきたい。 第1条についての意見・提言はなし 第2条(定義)の提言内容(案)について 事務局：補足として、提言内容(案)2点目の学校の教育現場で自治基本条例を取り上げることについて、教育委員会学校教育課指導主事に確認したところ、各学校は学習指導要領に基づいた教育課程に沿って授業を行っているため、学校における自治基本条例の学習については、まず学校長へ提案し希望する学校があれば実施するという流れになる。自分たちの住んでいるまち「富士見市」については小学校3年生で学習するが、条例のことについての学習となるとその学年は難しいので、高学年以上が対象になるかと思うとの回答であった。 委員：学校現場は多くの児童・生徒をかかえ日々、学習指導や生活指導に当たっている。新しいことへの取り組みは、責任がある以上それなりの準備が必要であり、日々の指導に併せ時間も労力も費やすことになる。

実現は可能であると思うが、現場教員の考えを重視し、押し付けにならないよう配慮をお願いしたい。

第3条（情報の共有）の提言内容（案）について

委員：先日、ふじみ野市の総合防災訓練があり、ふじみ野東西地域の富士見市民は、訓練開始の合図で鳴ったサイレンに驚いたり慌てたりしていた。市や町の境界の住民については、どちらの情報も知り得る必要があるので、両市で情報交換を行って市民に周知してほしい。また、その周知の仕方については、パソコンを持っていない人、パソコンがあっても使えない人が多いので、市ホームページによる周知徹底は無理であるから、それ以外の方法で行うことが大切である。

委員：防災行政無線による放送は、夕焼け放送以外は聞き取りにくい。デジベルが関係すると思われるので市は研究してほしい。

委員：それらの研究も市民参加で行うことが望ましい。

第4・5条についての意見・提言はなし

第6条（市民の権利）の提言内容（案）について

委員長：より具体的な解説が望ましい。

委員：「障がい者」の「がい」を平仮名にすることは、優しい感がとても印象がいい。

第7条（市民の責務）の提言内容（案）について

委員：ある地域の取り組みでは、防災訓練において普通救命講習を受けて修了証をもらう中学生がいると聞いた。中学生生活の記念にもなる。また、消防士や消防団員などの活躍をみて憧れをもつ中学生もいると思う。中学生は、参加することで地域貢献の意味が理解できる。

事務局：小学生にはできないことが、中学生にはできることがある。それぞれの役割を考慮した提言内容としたい。

第8条（市議会の責務）の提言内容（案）について

委員：小中学校による児童会・生徒会の活動は議会と近いものがある。授業以外で、児童・生徒・保護者を通して市議会の活動の報告などができれば効果的である。また、6年生では政治の学習をするので、直接、議員が議会活動を説明し生の声を届けることは、子どもにとって新鮮さを覚える。

委員：学校を通じてよりも、町会や子ども会などを利用したほうが「自分たちのことは自分たちで行っていこう」という、地域を通じた具体的な考えが出ると思う。

第9条（市の責務）の提言内容（案）について

委員：市民参加については、情報の提供が大切である。

委員長：きめの細かい取り組みが大事である。

委員：毎年行う行事については、近隣の市町で情報交換や勉強会をするなど内容の研究に努めてほしい。

第10条についての意見・提言はなし

第11条（市職員の責務）の提言内容（案）について

事務局：現在、DV関係の職員研修には取り組んでいないため、「DVトラブルが増加している昨今、人権についての研修において、DV対応の理解を深めてほしい」としたいがいかがか。

委員了承。

第12条（市民参加手続）の提案内容（案）について

委員長：市民の参加意欲がわくような事業内容に期待したい。

第13条（市民意見提出手続）の提案内容（案）について

委員長：市民は市民としての考えを、さまざまなツールを使って提出してほしい。パブコメは、意見を容易に出せて、それに対する市の考えが回答として公表されるからぜひ提出してみようと、市民に積極的に呼びかけることも大切である。

第14条（審議会への参加）の提案内容（案）について

委員：解説部分を具体的にする場合、市民に分かりやすい言葉にし、行政用語は使わないでほしい。

第15・16条についての意見・提言はなし

第17条（自主的なまちづくり活動の促進）の提案内容（案）について

委員：これからは専門職の育成が必要である。市内には高齢者や障がい者など支援が必要な方がおられるので、コミュニティソーシャルワーカーの育成が重要である。

委員：活動の促進には、内容とメリットを理解したうえで、市民はのってくる。

第18条についての意見・提言はなし

第19条（情報の公開）の提案内容（案）について

委員：広報は全世帯に配布だが、ホームページの閲覧は全市民ではないことを考慮してほしい。

第20条（説明責任）の提案内容（案）について

委員：利害関係者には、説明責任が生じてくる。理解してもらうためには、情報公開の方法や情報提供サービスなど仕掛けが必要である。

第21条（応答責任）の提案内容（案）について

委員：市長への手紙やメールには、市民の悩みを綴るときがあると思うが、「～できません」や「今後検討します」などでは送り主にとっては解決にならないので、代替の案を伝えるなど解決策のアドバイスを回答してほしい。

第22条についての意見・提言はなし

第23条（適正な行政手続）の提案内容（案）について

委員：「行政手続」という言葉は聞き慣れず、市民には難しいため具体的な解説してほしい。

第24条（市民投票制度）の提案内容（案）について

（案）のとおり委員了承。

第25条（行政評価）の提案内容（案）について

委員：「行政評価」という言葉も市民には難しい。また、市の多くの事業の評価方法も工夫が必要。

第26条（健全な財政運営）の提案内容（案）について

委員：広報における財政運営の説明は、イラストやグラフを用いて家計簿のようにし、非常にわかりやすくなっている。その際には、市の弱い部分とその改善点を具体的に説明し、市民も自主的に勉強するべきである。

第27条（条例の位置付け）の提案内容（案）について

（案）のとおり委員了承。

第28条（条例の見直し）の提案内容（案）については、

（案）のとおり委員了承。

第29条についての意見・提言はなし

委員長：全ての見直しの検証は終了したことになるが、条例改正はないと思われる。様々な意見をいただいたことから、運用及び解説についての見直しをする提言書としてまとめることにしたい。

4. 次回の会議について

平成25年11月12日（火） 午後7時から

5. 閉 会 高橋さかえ副委員長